○国土交通省告示第八百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市岡町谷川の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千二百六十七号で指定した岡谷川に掲げる土地の区域及び平成十六年国土交通省告示第五十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°31′45.3646″	130°40′01.7942″
2	32°31′44.9525″	130°40′02.8531″
3	32°31′42.9734″	130°40′04.6051″
4	32°31′42.4200″	130°40′07.4678″
5	32°31′41.4009″	130°40′11.0629″
6	32°31′41.0872″	130°40′10.8666″
7	32°31′41.2445″	130°40′10.3440″
8	32°31′40.5867″	130°40′09.4527″
9	32°31′40.3405″	130°40′09.3537″
10	32°31′40.3408″	130°40′08.6484″
11	32°31′41.1363″	130°40′07.8647″
12	32°31′41.3716″	130°40′07.1966″
13	32°31′42.0203″	130°40′04.7464″
14	32°31′44.5727″	130°40′02.5971″
15	32°31′45.0602″	130°40′01.5657″

○国土交通省告示第八百十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　長野県芋井桜地すべり防止区域

長野県長野市大字桜の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を平成二十年国土交通省告示第千四百七十二号で指定した長野県芋井桜地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	36°40′32.4310″	138°09′13.1940″
2	36°40′31.6018″	138°09′17.0792″
3	36°40′26.9816″	138°09′16.7416″
4	36°40′27.1732″	138°09′08.7743″
5	36°40′26.7174″	138°09′05.9293″
6	36°40′28.5109″	138°09′04.3603″

○国土交通省告示第八百十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　熊本県坂本地すべり防止区域

熊本県玉名郡和水町山十町の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線、九点と十点を町道坂本上和仁線の道路敷に沿って結んだ線及び一点と十点を坂本川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	33°06′08.3524″	130°37′06.2867″
2	33°06′09.6072″	130°37′04.9818″
3	33°06′17.4279″	130°37′03.4836″
4	33°06′18.7777″	130°37′16.5259″
5	33°06′18.0533″	130°37′26.7348″
6	33°06′16.3376″	130°37′36.4343″
7	33°06′13.5759″	130°37′36.6219″
8	33°06′07.0620″	130°37′32.7138″
9	33°06′05.6032″	130°37′29.5804″
10	33°06′09.3980″	130°37′12.2178″

○北海道開発局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　釧路圏都市計画公園事業九・五・一号釧路圏道立広域公園

三　事業施行期間　自令和八年七月六日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道白糠郡白糠町トーパラベツ

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

七月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＨＰＶワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書（向山好一提出）

参議院

議案提出

七月二日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（小西洋之外二名発議）（参第一三号）

議案送付（予備審査）

七月二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（石川博崇外三名発議）

報告書提出

七月二日情報監視審査会会長から次の報告書を提出した。

年次報告書（令和八年七月）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は七月一日インド国へ出張のため出発した。

（東京地方裁判所判事）判事　溝渕　章展

（同）同　林　雅子

（東京家庭裁判所判事）同　野口　晶寛

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事）同　川口　惠輔

（大阪地方裁判所判事）同　三浦　裕輔

（金沢家庭裁判所判事兼金沢地方裁判所判事）同　菅　洋輝

（熊本地方裁判所判事兼熊本家庭裁判所判事）同　賀嶋　敦

（福島地方裁判所判事兼福島家庭裁判所判事）同　百瀬　玲

（同）同　谷池　政洋

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　佐藤　基

（同）同　杉本　宏之

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）同　木太　伸広

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上七月一日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　石田　康典

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる

国家安全保障局に併任する

内閣官房副長官補付に併任する

（財務省大臣官房付）財務事務官　山口　隆久

（同）同　髙木　悠子

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　城石　裕政

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）